

令和 5 年 7 月 31 日
総 務 省

700MHz 帯 (3MHz×2) の経済的価値を踏まえた 標準的な金額の算定方針

1. はじめに

令和元年 5 月に施行した電波法の一部を改正する法律により、開設指針による周波数割当てに当たり、従来の比較審査項目に、申請者が申し出る周波数の経済的価値を踏まえた周波数の評価額を追加して、総合的に審査する特定基地局開設料制度が導入された。

これを踏まえて、申請者が開設計画を申請する際に、申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算定できるよう、令和元年 10 月から総務省において「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」（座長：多賀谷一照・千葉大学名誉教授）を開催し、当該金額を算出する考え方等について検討し、令和 2 年 8 月に報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめた。

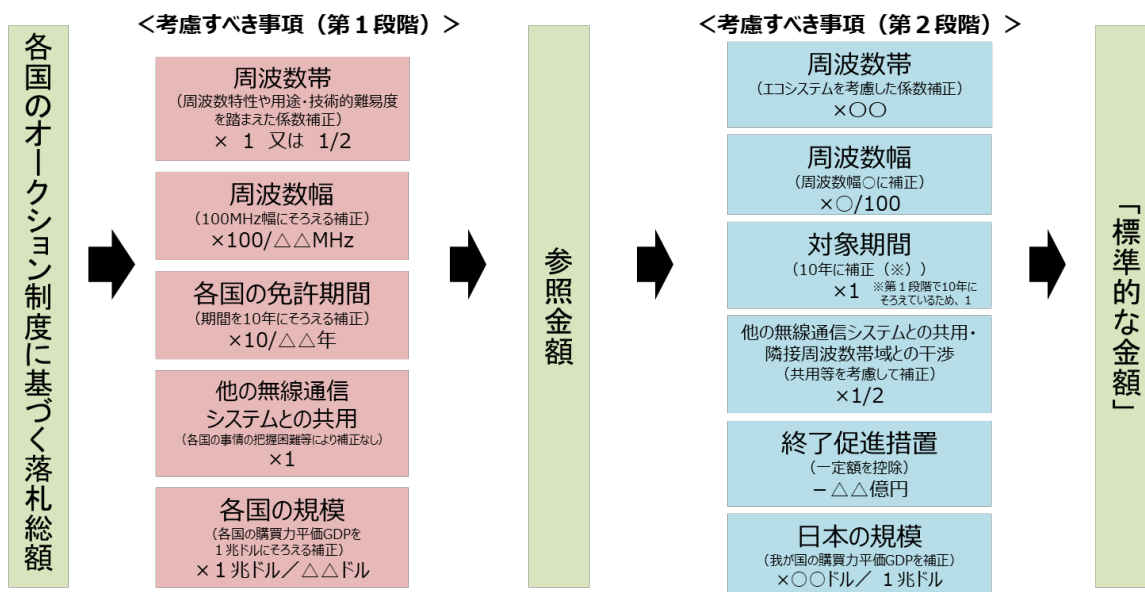
本方針は、700MHz 帯における特定基地局の開設に関する指針案を策定するに当たり、割当対象周波数である 700MHz 帯（上り：715MHz～718MHz、下り：770MHz～773MHz）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算出過程の説明責任を果たしつつ、透明性を確保するため、当該標準的な金額を算出する考え方及び具体的な算定手法等をまとめたものである。

2. 標準的な金額算定の基本的な流れ

700MHz 帯(3MHz×2)に係る標準的な金額(以下「標準的な金額」という。)の算定については、報告書に基づき、国及び地域(以下単に「国」という。)の複数のオークション落札額の事例に基づき標準的な金額を算定する「比較法」を採用することとし、算定の流れは以下のとおりとする。

- ① 第1段階として、各国の5Gに係るオークションの落札額に、周波数帯、周波数幅、各国の免許期間、他の無線通信システムとの共用及び各国の経済規模といった考慮すべき事項による補正を加えて、「参照金額」を算定する。
- ② 第2段階として、①で算定した「参照金額」に、我が国の事情に関する事項による補正を加えて、「標準的な金額」を算定する。我が国の事情に関する事項としては、周波数帯、周波数幅、対象期間、他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉、終了促進措置及び我が国の経済規模とする。

図表：標準的な金額の算定の流れ



また、算定の際に必要なデータについては、以下のとおりである。

- ・ 令和4年12月時点における各国の5Gに係るオークション結果(落札額、周波数帯、周波数幅、免許期間) 700MHz 帯を使用している国数(参考)
- ・ 各国(日本を含む。)の経済規模(購買力平価GDP) World Economic Outlook Database, International Monetary Fund (IMF) より2021年時点のデータ

3. 第1段階における金額の算定

各国の5Gに係るオークション落札額に対して、結果の採用方法や具体的な補正方法については、以下のとおりとする。

(1) 各国のオークション結果の採用について

令和4年12月時点での各国の5G用周波数の割当てに係るオークション結果としては、

- ①1GHz未満（いわゆるプラチナバンド）：22例
- ②1GHz以上6GHz未満（Sub6）：48例
- ③10GHz以上（ミリ波）：22例

が存在する。

まず、各国のオークション結果に基づく第1段階の補正金額（以下「参照金額」という。）を算定するに当たり、各国のオークション結果の採用範囲をどのように考えるかが問題となる。この点、事例によっては、その国の事情、オークション制度、移動通信市場の競争環境等による影響を受け、本来の割当周波数の経済的価値を上回る又は下回る落札額となっている場合も想定される。こうした場合、標準的な金額を算定するに当たり、極端に金額が上振れ又は下振れとなった各国のオークション落札額を参照してしまい、算定に影響を与える可能性がある。一方で、極端に上振れ又は下振れとなったオークション落札額を各国の制度や事情等を定量的かつ具体的に勘案した上で、適切に評価し、採用の是非を判断することも困難である。

そこで、今回の標準的な金額の算定に当たっては、より多くの事例を参照することができることや①～③の特定の帯域のオークション結果を参照しない積極的な理由がないことから、各国の5Gに関するオークション結果を全て参照することが適当である¹。

ただし、ある周波数帯の標準的な金額を算定するに当たっては、その周波数の用途や技術的難易度等を踏まえてより近い帯域のオークション結果を参照することが、本来は望ましい。とりわけ、報告書においては、10GHz未満とミリ波帯の両方の事例を参照する場合には、その用途や技術的難易度等による違いを反映することが必要であるとし、その補正のための係数や考え方が示されているところである。

¹ 報告書において前例としないとされてはいるものの、2.3GHz帯、1.7GHz帯（東名阪以外）の標準的な金額の算定に当たっても、各国の5Gに関するオークション結果の全てを参照することとした。

しかしながら、10GHz 未満とミリ波帯の用途や技術的困難性等の観点からより精緻かつ定量的に係数を設定することには限界がある点も指摘されているところである。

したがって、今回は、必ずしも 700MHz 帯を含む 5 Gに係るオークション結果数が豊富にあるわけではないこと²等を考慮の上、全ての帯域での 5 Gに係るオークション結果を採用しているが、今後、5 Gに係るオークション結果数が増加していくことも考慮すれば、全ての帯域での 5 Gに係るオークション結果を参照することを次回以降の周波数割当ての際の前例として扱わないことが適当である。

(2) 周波数帯の補正について

周波数帯の補正については、報告書では、各国における 10GHz 未満³及びミリ波帯のオークション事例を参照する場合には、その用途・技術的難易度が異なるため、10GHz 未満の係数を「1」とし、ミリ波帯の係数を「1/2」とすることが適当との考えが示されている。

今回の参照金額の算定に当たっても、報告書の考え方に基づき、10GHz 未満については、係数を「1」とし、ミリ波帯については、係数を「1/2」とする。

(例) A国は落札額：a 億円、周波数帯：10GHz 未満、
B国は落札額：b 億円、周波数帯：ミリ波帯である場合には
それぞれ補正する算定式は以下のとおり。

$$\text{A国} : a \text{ 億円} \times 1$$

$$\text{B国} : b \text{ 億円} \times 1 / 2$$

² 今般割り当てる周波数がいわゆるプラチナバンドの狭帯域であることに着目し、各国のオークション結果のうち、プラチナバンドかつ帯域幅が比較的狭い事例を参照することも考えられなくもないが、この場合、事例が更に少なくなり、限られた一部の国の事例のみで標準的な金額の算定することとなってしまう。

³ 厳密には、報告書では、「10GHz 未満」ではなく、「sub 6」とミリ波を比較して論じているが、ここでは、ミリ波とそれ以外に分けて整理するという趣旨であるとして整理している。

(3) 周波数幅の補正について

周波数幅の補正については、報告書において、各国のオークション事例における周波数幅の差異を一定の幅にそろえることは最低限必要であるとの考えにより、一定の周波数幅に換算することが適当との考えが示されている。

今回の参照金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、各国のオークション落札額に対して 100MHz 幅単位による補正を行うこととする。

(例) A 国は落札額：a 億円、周波数幅：200MHz である場合に、
100MHz 幅に補正する算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 100 / 200$$

(4) 各国の免許期間の補正について

各国の免許期間については、報告書において、各国ごとに免許期間が異なっており、各国のオークション金額は免許期間の長短を踏まえて提示されていることから、一定の免許期間に換算することが適当との考えが示されている。

今回の参照金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、各国のオークション落札額に対して 10 年の期間単位による補正を行うこととする。

(例) A 国は落札額：a 億円、免許期間：20 年である場合に、
10 年に補正する算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 10 / 20$$

(5) 他の無線通信システムとの共用の補正について

他の無線通信システムとの共用の補正については、報告書において、共用状況が各国で異なり、周波数利用における制約状況も様々である。したがって、その内容を把握して係数を設定し、定量的に補正することは困難であることから、補正を行わずに係数を「1」とすることが適当との考えが示されている。

今回の参照金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、他の無線通信システムとの共用の補正については、係数を「1」と設定して補正することとする。

(例) A 国は落札額：a 億円である場合に、
他の無線通信システムとの共用の補正に係る算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 1$$

(6) 各国の経済規模の補正について

各国の経済規模の補正については、報告書において、経済規模を検討する際には、人口や人口密度の差は経済規模に吸収されると考えられることから、為替レートによる影響を平準化しつつ、各国の経済状況によって異なる電波利用の需要を反映することができるよう、経済面に着目し、為替レートの影響を排除した購買力平価（PPP）を用いた係数を設定することが適当との考えが示されている。

今回の参照金額の算定に当たっても、報告書の考え方にに基づき、国際通貨基金（IMF: International Monetary Fund）が公表している購買力平価 GDP（ドル）を用いることとし、各国の経済規模を 1 兆ドル単位に換算することとする。

(例) A 国は落札額：a 億円、経済規模の購買力平価 GDP：Ma 億ドルである場合、経済規模の補正に係る算定式は以下のとおり。

$$a \text{ 億円} \times 10,000 \text{ 億ドル} / Ma \text{ 億ドル}$$

(7) 第 1 段階の金額補正による結果

第 1 段階の補正による結果は、(2) から (6) までの考慮すべき事項の各係数の積により、オークション実施により割り当てられた周波数が 10GHz 未満とミリ波帯の別ごとに以下の算定式に従って、算定することとする。

① 10GHz 未満の場合

X 国は落札額：A 億円、周波数幅：B MHz 幅、免許期間：C 年間、購買力平価 GDP：D 億ドルである場合、

$$A \text{ 億円} \times 1 \times 100\text{MHz} / B \text{ MHz} \times 10 \text{ 年} / C \text{ 年} \times 10,000 \text{ 億ドル} / D \text{ 億ドル} \\ = (A \times 10,000,000) / (B \times C \times D)$$

② ミリ波の場合

Y 国は落札額：P 億円、周波数幅：Q MHz 幅、免許期間：R 年間、購買力平価 GDP：S 億ドルである場合、

$$P \text{ 億円} \times 1 / 2 \times 100\text{MHz} / Q \text{ MHz} \times 10 \text{ 年} / R \text{ 年} \times 10,000 \text{ 億ドル} / S \text{ 億ドル} \\ = (P \times 10,000,000) / (2 \times Q \times R \times S)$$

4. 第2段階における金額の算定

「3. 第1段階における金額の算定」の考え方及び算定に沿って、参照金額から、第2段階として、特に影響を考慮すべき我が国の事情を反映した事項により、更に補正を加えることとする。

(1) 周波数帯の補正について

周波数の補正については、報告書において、一般的に、同じ帯域を使用している国が多いほど、国境をまたいだサービス利用などの面で有利であり、かつ、それらの国の経済規模が大きいほど機器の調達も容易となり、機器単価の低廉化につながることから、周波数の経済的価値は高まると考えられ、当該帯域に係るエコシステムをよりきめ細やかに反映することが重要であるとの考えが示されている。

標準的な金額の算定に当たっては、上記報告書の考え方にに基づき、「5Gに係るオークション結果のある国数」に占める「700MHz帯を移動通信システムに使用している国数」の割合及び「5Gに係るオークション結果のある国の経済規模の総和」に占める「700MHz帯を移動通信システムに使用している国の経済規模の総和」の割合の積により係数を設定することとする。また、経済規模の単位は、3.(6)と同様に、IMFが公表している購買力平価GDP(ドル)を用いる。

具体的には、「5Gに係るオークション結果のある国数」は32か国、「5Gに係るオークション結果のある国の経済規模の総和」は598,637億ドル、「700MHz帯を移動通信システムに使用している国数」は54か国、「700MHz帯を移動通信システムに使用している国の経済規模の総和」は1,141,143億ドルであることから、これらの数値を用いて算定し、係数3.22を使用することとする。

(例) A国の「参照金額」：A億円

5Gオークション結果のある国数： $N(5G)$

5Gオークション結果のある国の経済規模の総和： $M(5G)$

700MHz帯を使用(*)している国数： $N(700)$

700MHz帯を使用(*)している国の経済規模の総和： $M(700)$ とする場合、

周波数帯の補正による算定式及び係数(P)の算定式は以下のとおり。

周波数帯の補正の算定式 : $A \times P$

係数Pの算定式 : $P = (N(700)/N(5G)) \times (M(700)/M(5G))$

※5Gの移動通信システムへの使用に限らない。

(2) 周波数幅の補正について

周波数幅の補正については、報告書において、周波数幅の増加によって少なくとも増加分に相当する経済的価値が生じると考えられるため標準的な金額の下限値の確定に資することから、一定の周波数幅を単位として係数の設定をすることが適当との考えが示されている。

今回の標準的な金額の算定に当たっても、報告書の考え方に基づき、700MHz帯（3MHz×2）の6MHz幅を係数の設定として用いることとする。

(例) A国の「参照金額」：A億円 ※単位：100MHz幅当たり

割当て周波数：700MHz帯：6MHz幅（上り下り：3MHz×2）

とする場合に、周波数幅の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times 6\text{MHz}/100\text{MHz}$$

(3) 対象期間の補正について

対象期間の補正については、報告書において、周波数の経済的価値を評価する際には、実際の設備投資とその回収の状況等をより多く反映することを考慮することが重要であり、次世代システムへの移行までの概ねの期間（10年）を採用するのが適当との考えが示されている。

今回の標準的な金額の算定に当たっても、報告書に基づき、10年を係数の設定に用いることとする。

(例) A国の「参照金額」：A億円

とする場合に、対象期間の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times 10\text{年}/10\text{年}$$

(4) 他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉の補正について

他の無線通信システムと周波数を共用するときや、隣接周波数帯域を使用するシステムと干渉調整が必要なときであって、設置場所の制限など周波数の利用に明らかな制約が生じる場合の補正については、報告書において、共用や干渉状況をより詳細に把握し、反映することが重要である旨の指摘がなされている。一方で、技術的条件を係数化することによりパラメータが多岐にわたるほか、周波数の割当て前の段階で個々のシステムとの調整状況を詳細に把握することが難しいことへのデメリットも示しつつ、電波利用料制度において共用に係る係数が「1/2」であることや調整による制約の有無を明確に反映できる

ものとして、共用・干渉調整により制約を受ける場合には、「1/2」とし、制約がない場合には、「1」を係数とすることが適当との考えが示されている。

今回の標準的な金額の算定に当たっては、設置場所の制限など周波数の利用に明らかな制約が生じるとは必ずしもいえないことから、「1」を係数とする。

(例) A 国の「参照金額」：A 億円

とする場合に、他の無線通信システムとの共用・隣接周波数帯域との干渉の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times 1$$

(5) 終了促進措置による補正について

今回の 700MHz 帯には既存免許人がおらず、終了促進措置は実施されないため、終了促進措置による補正は行わないものとする。

(6) 我が国の経済規模の補正について

我が国の経済規模の補正については、「3.(6) 各国の経済規模の補正について」の項目で言及したものと同様、報告書において、経済規模を検討する際には、人口や人口密度の差は経済規模に吸収すると考えられることから、為替レートによる影響を平準化しつつ、各国の経済状況によって異なる電波利用の需要を反映することができるよう、経済面に着目し、為替レートの影響を排除した購買力平価 (PPP) を用いた係数を設定することが適当との考えが示されている。

今回の標準的な金額の算定に当たっては、我が国の購買力平価 GDP である 5 兆 6,066 億ドルを用いる。

(例) A 国の「参照金額」：A 億円 ※単位：1 兆ドルあたり

我が国の購買力平価 GDP：56,066 億ドル

我が国の経済規模の補正の算定式は以下のとおり。

$$A \times (56,066 \text{ 億ドル} / 10,000 \text{ 億ドル})$$

(7) 第2段階の金額補正による結果

標準的なモデルに基づく、第2段階の補正による結果は、(1)から(6)までの考慮すべき事項の各係数を用いて、以下の算定式に従って、算定することとする。

(例) A国の「参照金額」：A億円

周波数帯の補正に関する係数：3.22

周波数幅の補正に関する係数：0.06

対象期間の補正に関する係数：1

他の無線通信システムとの共用等の補正に関する係数：1

終了促進措置による補正に関する係数：1

我が国の経済規模の補正に関する係数：5.606553

により、算定式は以下のとおり。

$$(A \times 3.22 \times 0.06 \times 1 \times 1 \times 5.606553)$$

5. 標準的な金額等の算定

標準的なモデルに基づき、3. 及び4. により各国のオークション落札額を用いて標準的な金額を算定し、700MHz 帯（3MHz×2）の周波数の経済的価値を踏まえた金額の範囲を以下の（1）のとおり、画定することとする。

また、実際の当該帯域の割当てに当たって、我が国では申請者からの計画の内容等に基づいた比較審査方式により割当て対象者を決定することから、電波法の規定に基づき、申請者の開設計画において記載される特定基地局開設料の最低限支払うべき額（絶対審査基準における基準額（＝著しく下回る金額））に対する考え方についても（2）のとおり示す。

最後に、標準的なモデルでは考慮されない特殊要因に帯する考え方についても（3）のとおり示す。

（1）標準的なモデルに基づく標準的な金額の算定

3. 及び4. の算定の考え方及び算定式により、各国のオークション落札額から参照すべき複数の標準的な金額を得たが、実際には、オークションの落札額が各国によって異なっており、その標準的な金額においても多寡が生じている。これに対して、700MHz 帯（3MHz×2）の標準的な金額の範囲を画定するため、

- ①これらの標準的な金額の平均値を算定の上、平均値前後の実際の標準的な金額を下限額及び上限額とする手法、
- ②これらの標準的な金額の平均値を算定の上、±10%に相当する金額を下限額及び上限額とする手法、
- ③各国の標準的な金額の最大値及び最小値を除いた各国の標準的な金額の平均値を算定の上、平均値前後の実際の標準的な金額を下限額及び上限額とする手法、
- ④各国の標準的な金額の中央値を算定の上、中央値前後の実際の標準的な金額を下限額及び上限額とする手法

などが考えられる。

一般的に、平均値は全てのオークション落札額を考慮することができる一方で、極端に高い金額又は低い金額も考慮してしまうため、それらの値に影響される。他方で、中央値については、極端に高い金額又は低い金額を考慮しないため、それらの値に影響されないが、全てのオークション落札額を考慮するものではない。

今回の700MHzの標準的な金額の算定に当たっては、全ての5Gオークション落札額を参照することとしており、平均値を採用することとする。また、幅の取り方については、過度に平均値からの偏差を大きくすることにより、恣意

的に下限値が低く設定されてしまうおそれがあることや幅を安定させることなどから、平均値±10%とする。

(2) 「著しく」下回る金額の算定

上述のとおり考え方及び算定方法によって、700MHz帯(3MHz×2)の経済的価値を踏まえた標準的な金額を算定し、その範囲を画定した。他方で、実際の当該帯域の割当てに当たっては、電波法及び開設指針に基づき、申請者が、標準的な金額を参考に検討を行った金額を特定基地局開設料として申請する手続となる。加えて、各申請者の特定基地局開設料は、比較審査方式の下で、絶対審査基準及び競願時審査基準により、当該開設料が電波法及び開設指針が定める規定等への適合度合いの観点から審査される。

この点、本方針で示された700MHz帯(3MHz×2)の経済的価値を踏まえた標準的な金額は、各申請者の特定基地局開設料の設定自体を拘束するものではなく、あくまでも申請者の予見可能性を高め、合理的な評価額を算定することができるよう参考的に示したものである。しかしながら、本方針の標準的な金額から過度に低い金額を特定基地局開設料として申請した場合、その合理的な評価額の算定への疑義が生じ、ひいては割当て周波数を活用し、収益を上げる観点からの創意工夫による電波をより有効利用しようとする事への消極的な姿勢であると評価されるものと考えられる。反対に、標準的な金額を上回る金額を特定基地局開設料として申請した場合には、より有効利用をしようとする事への表明であり、割当てに当たっても評価されるものと考えられる。

以上を踏まえて、700MHz帯(3MHz×2)の周波数の割当てに当たっては、絶対審査基準において、本方針で示された標準的な金額の下限値から著しく下回る金額(以下「最低額」という。)を申請者が最低限満たすべき基準として設定することが適当である。

最低額の基準を設定するに当たっては、法令等の事例を参照し、固定資産の減損に係る会計基準、所得税法、看護師等人材確保促進法、野菜生産出荷安定法等の事例から、元の価格の概ね5割、7割及び9割に相当する額を設定している。固定資産の会計基準における「市場価格が著しく下落したこと」は、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合とされている。固定資産の性質上、取引の頻度や数が少なく、規模が大きいことなども考慮の一つとされているものと考えられ、電波の分野においても直ちに同じ考え方が適用されるものとは言えないが、一度割り当てられた周波数の取引実態がなく、広範囲に周波数を活用するためのインフラやそれを踏まえた電気通信事業の規模の大きさ等に鑑みると近似し得るものである。これらの用例の数値を踏まえると、最低額については、周波数の経済的価値そのものではなく、公平か

つ能率的な電波の利用に資するよう周波数の割当てに当たって、申請者が最低限負担すべき金額を示す制度的な観点から設定するものであること、最低限負担すべき金額が過度に高いと参入事業者のハードルとなり得ること、競願時審査においてより周波数の経済的な価値を反映した特定基地局開設料を示した申請者を評価することが可能であることなどを考慮して、標準的な金額の下限額の50%に相当する金額とすることが適当である。

(例) 700MHz 帯 3MHz×2 の標準的な金額の下限額：X 億円

の場合、著しく下回る額（最低額）の算定式は以下のとおり。

$$X \text{ 億円} \times 0.5$$

(3) 地上テレビ放送の受信障害対策に係る特殊要因について

700MHz 帯の周波数割当てに当たっては、地上デジタル放送の受信障害対策（フィルタ挿入等の工事）が共用条件となっており、当該対策に係る費用は、周波数の割当てを受けた携帯電話事業者が負担することとなっている。

この点、当該費用は報告書を踏まえたモデルでは考慮されない特殊要因であるため、受信障害対策により携帯電話事業者が負担する費用分を特殊要因として、経済的価値への反映を行う必要がある。

この特殊要因の費用を検討する際には、同様の対策を行っている事例を参考とすることが適切である。現在、700MHz 帯の別の帯域を割り当てられている携帯電話事業者は、「700MHz 利用推進協会」を設立し、テレビ受信障害対策を実施しているところである。この700MHz 利用推進協会による受信対策費用は、令和4年度実績（年間）で約151億円となっており、また、携帯電話事業者が設置した700MHz 帯の基地局数は、令和4年度実績（年間）で13,294局となっていることから、1基地局当たりの費用は、約114万円と試算できる（151億円 ÷ 13,294局）。

700MHz利用推進協会の概要

- 700MHz利用推進協会は、700MHz帯の周波数を利用する携帯電話事業者(ドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話、ソフトバンク)が、テレビ受信障害対策事業(例:フィルタ挿入等の工事)を一元的かつ円滑に推進するために設立した団体。
- 令和4年度のテレビ受信障害対策事業の費用実績は、年間約151億円。

1 テレビ受信障害対策

テレビ受信障害の可能性のある住民に対して、周知チラシを送付し、電波発射前の事前対策、試験電波発射後のデマンド対策として、

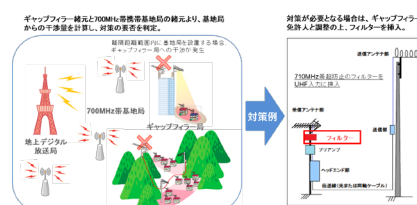
- ① フィルタ取付(710MHz帯以上をカットするフィルタの挿入)
- ② ブースタ交換(710MHz帯までを増幅するブースタに交換)等を実施。



2 放送中継局等への対策

700MHz帯基地局が中継局やギャップファイラーと近接した場合、アンプ飽和を起こし、正常に機能しない可能性がある。

このため、ギャップファイラーの免許人と対策の要否を確認調整の上、710MHz帯超防止フィルターの挿入を実施。



3 対策費用(令和4年度)

令和4年度のテレビ受信障害対策事業の費用実績は、年間約151億円。

申請者が開設計画において申請する特定基地局の開設計数は、認定期間10年の間に置局する局数であるが、この数は、計画の申請者によって異なりうる。そのため、固定的な数値を設定することは適切ではなく、開設計画で申請する特定基地局数を α と置き、「114万円 \times α 」をモデルによって算定した総額から控除することが適当である。このようにすることで、開設計画の申請者に対し、開設する特定基地局数をより多く申請するインセンティブを与えることにもなり、電波の有効利用の観点からも適切であると考えられる。

具体的には、次の①から⑤により算定する。

- ①開設計画において申請する特定基地局数 : α (局)
- ②控除する金額 : $0.0114 \times \alpha$ (億円)
- ③特殊要因考慮後の金額 : 総額 - $0.0114 \times \alpha$ (億円)
- ④標準的な金額(年間) : ③ \div 10 (億円)
- ⑤絶対審査基準の額(年間) : ④ \div 2 (億円)

ただし、絶対審査基準の金額が負の数値とならないように、開設計画の申請は、これまで億円単位で記載していたことから、億円単位の最小値として1億円を絶対審査基準の額の最低額とすることが適当である。

(例) 700MHz 帯 (3MHz×2) の標準的な金額：X 億円の場合、
特殊要因により差し引く金額： $0.0114 \times \alpha$ 億円として、
特殊要因考慮後の金額を X' とおき、
算定すべき標準的な金額を Y 億円、著しく下回る金額 (最低額) を Z 億円
とすると、算定式は以下のとおり。

$$X' = X - 0.0114 \times \alpha$$

$$Y = X' \times (1 / 10)$$

$$Z = Y \times (1 / 2)$$

【参考】

① 5Gオークション結果の一覧

国名	落札額 (億円)	周波数帯	免許期間 (年)	周波数幅 (MHz 幅)	購買力 平価 GDP (百万ドル)
イスラエル国	12.3	プラチナバンド	15	60	437,075
イタリア共和国	3,007.2	プラチナバンド	15.5	75	2,734,614
英国	1,111.5	プラチナバンド	20	80	3,402,740
オーストラリア連邦	1,864.5	プラチナバンド	20	70	1,453,551
オーストリア共和国	54.3	プラチナバンド	23	60	534,573
オランダ王国	286.7	プラチナバンド	20	60	1,095,446
カナダ	3,448.1	プラチナバンド	20	70	2,024,955
ギリシャ共和国	223.7	プラチナバンド	15	60	344,170
コロンビア共和国	1,304.8	プラチナバンド	20	90	837,390
スイス連邦	90.3	プラチナバンド	15	75	674,013
スウェーデン王国	364.1	プラチナバンド	20	60	622,826
スペイン王国	1,488.9	プラチナバンド	20	60	1,983,106
スロベニア共和国	46.3	プラチナバンド	15	75	93,137
タイ王国	2,012.1	プラチナバンド	15	30	1,343,288
チェコ共和国	249.0	プラチナバンド	16	60	471,760
チリ共和国	103.3	プラチナバンド	30	20	526,639
ノルウェー王国	30.6	プラチナバンド	20	60	383,373
ハンガリー	62.4	プラチナバンド	15	50	361,996
ハンガリー	570.9	プラチナバンド	15	60	361,996
ポルトガル共和国	221.1	プラチナバンド	15	78	379,694
ラトビア共和国	19.6	プラチナバンド	20	80	65,589
ルクセンブルク大公国	24.9	プラチナバンド	15	60	83,704
アイルランド	115.2	Sub6	15	350	570,717
アメリカ合衆国	6,094.3	Sub6	10	70	22,996,075
アメリカ合衆国	108,807.0	Sub6	15	280	22,996,075
アメリカ合衆国	30,071.9	Sub6	15	100	22,996,075
イスラエル国	24.6	Sub6	10	120	437,075
イスラエル国	61.6	Sub6	10	300	437,075
イタリア共和国	6,408.1	Sub6	19	200	2,734,614
英国	1,940.1	Sub6	20	150	3,402,740
英国	343.2	Sub6	20	40	3,402,740
英国	1,187.7	Sub6	20	120	3,402,740
オーストラリア連邦	760.2	Sub6	10.7	125	1,453,551
オーストリア共和国	276.7	Sub6	20	390	534,573
オーストリア共和国	233.6	Sub6	23	200	534,573
オランダ王国	382.3	Sub6	20	40	1,095,446
オランダ王国	1,146.8	Sub6	20	120	1,095,446
カナダ	8,854.5	Sub6	20	200	2,024,955
大韓民国	3,026.0	Sub6	10	280	2,517,129
ギリシャ共和国	301.2	Sub6	15	315	344,170
コロンビア共和国	855.7	Sub6	20	90	837,390
シンガポール共和国	150.1	Sub6	15	120	635,266
スイス連邦	361.4	Sub6	15	300	674,013
スイス連邦	108.4	Sub6	15	90	674,013

スイス連邦	12.0	Sub6	15	10	674,013
スウェーデン王国	247.1	Sub6	25	320	622,826
スウェーデン王国	51.6	Sub6	22	80	622,826
スペイン王国	645.7	Sub6	20	200	1,983,106
スペイン王国	61.9	Sub6	17	20	1,983,106
スロベニア共和国	193.2	Sub6	15	660	93,137
タイ王国	978.4	Sub6	15	90	1,343,288
タイ王国	1,463.7	Sub6	15	190	1,343,288
台湾	6,197.9	Sub6	20	270	1,465,542
チェコ共和国	63.3	Sub6	15	200	471,760
チェコ共和国	100.2	Sub6	12	200	471,760
チリ共和国	450.9	Sub6	30	180	526,639
デンマーク王国	75.0	Sub6	20	640	374,031
ドイツ連邦共和国	6,155.6	Sub6	20	300	4,888,363
ドイツ連邦共和国	3,499.9	Sub6	20	120	4,888,363
ニュージーランド	1.7	Sub6	2	160	238,148
ノルウェー王国	61.2	Sub6	13.5	30	383,373
ノルウェー王国	426.2	Sub6	20	590	383,373
ハンガリー	37.4	Sub6	15	30	361,996
ハンガリー	386.8	Sub6	15	310	361,996
ハンガリー	3.4	Sub6	15	160	361,996
フィンランド共和国	114.4	Sub6	15	390	296,908
フランス共和国	4,107.1	Sub6	15	310	3,358,913
ポルトガル共和国	614.4	Sub6	15	485	379,694
メキシコ合衆国	138.6	Sub6	20	120	2,669,061
ルクセンブルク大公国	37.0	Sub6	15	330	83,704
アイルランド	24.0	ミリ波	20	1064	570,717
アメリカ合衆国	2,713.2	ミリ波	10	700	22,996,075
アメリカ合衆国	939.4	ミリ波	10	850	22,996,075
アメリカ合衆国	10,139.2	ミリ波	10	1000	22,996,075
アメリカ合衆国	5,615.0	ミリ波	10	1400	22,996,075
アメリカ合衆国	458.4	ミリ波	10	1000	22,996,075
イタリア共和国	241.3	ミリ波	19	1000	2,734,614
オーストラリア連邦	577.3	ミリ波	15.2	2400	1,453,551
大韓民国	628.5	ミリ波	5	2400	2,517,129
ギリシャ共和国	23.9	ミリ波	15	1000	344,170
スロベニア共和国	2.5	ミリ波	15	1000	93,137
タイ王国	454.6	ミリ波	15	2700	1,343,288
台湾	72.7	ミリ波	20	2500	1,465,542
デンマーク王国	333.8	ミリ波	20	2850	374,031
ノルウェー王国	0.2	ミリ波	23	588	383,373
ノルウェー王国	0.2	ミリ波	23	500	383,373
ノルウェー王国	0.7	ミリ波	23	1670	383,373
ノルウェー王国	0.7	ミリ波	16	1600	383,373
ノルウェー王国	0.9	ミリ波	16	2000	383,373
ノルウェー王国	0.7	ミリ波	16	1544	383,373
ノルウェー王国	0.9	ミリ波	16	2164	383,373
フィンランド共和国	31.0	ミリ波	13	2400	296,908

② 700MHz 帯を使用している国及び経済規模一覧

国名	購買力平価 GDP (百万ドル)	国名	購買力平価 GDP (百万ドル)
アメリカ合衆国	22,996	デンマーク王国	374
アルゼンチン共和国	1,083	ドイツ連邦共和国	4,888
イタリア共和国	2,735	トリニダード・トバゴ 共和国	38
インド	10,194	ナイジェリア連邦共和国	1,154
英国	3,403	ニュージーランド	238
エクアドル共和国	209	ノルウェー王国	383
エジプト・アラブ共和国	1,456	パナマ共和国	139
オーストラリア連邦	1,454	パプアニューギニア 独立国	35
オーストリア共和国	535	ハンガリー	362
オランダ王国	1,095	フィリピン共和国	1,013
キプロス共和国	40	フィンランド共和国	297
ギリシャ共和国	344	ブラジル連邦共和国	3,436
クロアチア共和国	133	フランス共和国	3,359
コロンビア共和国	837	ペルー共和国	474
サウジアラビア王国	1,751	ベルギー王国	659
シンガポール共和国	635	ボリビア多民族国	107
スイス連邦	674	ポルトガル共和国	380
スウェーデン王国	623	南アフリカ共和国	869
スペイン王国	1,983	メキシコ合衆国	2,669
スロバキア共和国	194	モンゴル国	43
スロベニア共和国	93	ラトビア共和国	66
タイ王国	1,343	リトアニア共和国	120
大韓民国	2,517	ルーマニア	652
タンザニア連合共和国	185	ルクセンブルク大公国	84
チェコ共和国	472	香港	488
中華人民共和国	27,206	台湾	1,466
チリ共和国	527	日本	5,607